

鹿島西報

令和5年6月発行
天竜警察署 西鹿島駐在所
発行責任者 小柳津光一
電話(代表) 053-926-0110

この人、雇える？



手に取り、確認、在留カード

外国人を雇用する事業主の方へ
不法就労防止の徹底を！

不法就労とは？

1. 不法滞在者が働くケース
例：密入国、在留期限が切れた人が働く
2. 出入国在留管理庁から働く許可を受けずに働くケース
例：知人訪問や観光目的で入国した人が許可を受けずに働く
留学生在が許可を受けずに働く

不法就労させたりや、あつせんした人(不法就労助長罪)は処罰の対象となります。
外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰される可能性があります！
在留カードを必ず確認して下さい！カード表面の「就労制限の有無欄」のほか、カード裏面の「資格外活動許可欄」も確認して下さい。
在留カードが発行されていない方でも資格外活動許可を受け就労できる場合があります、旅券(パスポート)等を確認することにより許可の有無が分かります。

しずおか

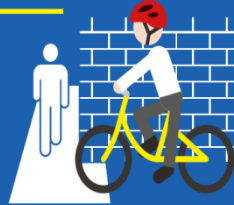
自転車 事故 防止

3つの柱 **+One**



ヘルメットを着用しよう！

1の柱



交差点では、
周りに気をつけよう！

2の柱



一時停止場所では、
しっかり停まろう！

3の柱



急がず、
ゆっくり走ろう！

+One



アシスト自転車の
特性(加速・車重)を理解しよう！

天竜警察署ドラゴンメール

- ・天竜署管内の犯罪情報を送信します。
- ・下記二次元コードから登録できます。
- ・件名に「登録希望」と入力し、空メールを送信して下さい。



【登録用二次元コード】

